八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　行定金次郎
印刷所　秀文社
毎月1回（10日発行）
発行部数　27,500
定価　一部5円

人権擁護相談

人権を犯されてお困りになっておられる方は、それぞれの人権擁護委員宅で行ないますからご相談において下さい。相談内容の秘密は固く守ります。

五カ年計画で着手
第一期 下水道事業計画
まず長瀬川右岸に

長瀬川右岸の市街地を中心とした地区に公共下水道を設ける〝下水道築造第一期事業計画〟が去る七月の定例市会で可決されました。この計画が国で認可されますと、排水面積二二二ヘクタールの地区を対象に、工費三億九千九百万円、五カ年計画で着工することになります。

当市には下水道法による下水道がまだなく、市内を南北に流れる農業用水路を利用して間に合せ的に排水している現状です。

これらの農業用水路は都市形態や、市の発展状況に即していないうえ、改修されないものが多いため、夏には汚泥や塵芥が推積して腐敗し、蚊、ハエなどの発生源ともなります。このようなことでは都市の美観からも、市民の保健衛生上からもよくなく、少々の雨にも各所で浸水を起します。

急速に都市化が進んでいる当市にとって、下水道を設けることは当面の急務でもあり、今年度の市政方針にも下水道築造計画が述べられていました。

今回可決されました計画案によりますと、今年十月一日から着工の予定で、排水区域は、当市の地形、地質降雨量などを調査しました結果、市の中心部を流れる長瀬川を中心に、左右分割して排水することとなり、市の現状と将来の発展を考慮し、まず長瀬川右岸に下水道管を布設することになりました。計画区域は佐堂町、宮町、山城町、北本町、末広町、本町、栄町、光南町、清水町、八尾、西郡、東本町、南本町、八尾座、安中、植松となっています。区域内の下水管は、雨水排水を主とした合流式で、下水幹線を計画区域北側の楠根川下流の放流予定地に導いて放流し、下水処理は将来必要に応じて計画することになっています。

会長に北川氏
農委の新役員

去る七月に新しく選ばれた農業委員による総会は二十六日に開かれ、次の通り役員が決りました。

▽会長　北川正信　▽農地部会長　辻村治三郎　▽農政部会長　辻井幾太郎　▽大阪府農業会議員　森岡安次郎

計量器の定期検査
九月十三日から各地区で

計量器の精度と構造を正しく保つため、適しない計量器を整理し計量の安全と違反を未然に防ぐ目的で例年計量器の定期検査が実施されています。今年も来る九月十三日から二十六日までに市内各地区で行ないますので、もれなく検査をうけるようお願いします。

十五日までの検査場と日程は次の通りです。

九月十三日　大正小学校（午前）　竜華出張所（午後）
十四日　竹淵小学校
十五日　帝国製糸株式会社

いずれも午前九時半から午後三時までです。

二十二日に落成式
山本に労働会館

山本で建設工事を進めていました市立労働会館が完成し、来る二十二日に落成式を行ないます。

会館の完成によって山本出張所は十五日からここに移って事務を行ないます。会館は近鉄山本駅から東へ約百㍍の所にあるもとの山本公民館内に建てられ、使用時間も午前九時から午後十時までとなっています。これで昼間働いている方々も、夜間のご利用をいただくことができ、勤労者の教養と福利厚生をはかり、市民文化の向上発展に役立つことでしょう。

完成間近い労働会館

建物は鉄筋コンクリート三階建で、結婚式場が設けられているほか会議室、和室、談話室、割ぽう室があり、各室の使用料は下表の通りです。この会館を利用される方は、前もって使用料を添えて申込みをしていただき許可を受けて下さい。

使用時間について昼夜間の別は、次のとおりです。

午前　午前九時から正午まで
午後　午後一時から午後五時まで
夜間　午後六時から午後十時まで

区分 / 種別	昼間 午前	昼間 午後	昼間 前・後	夜間	午後夜間	全日	収容人員	備考
	円	円	円	円	円	円	人	
第一会議室	500	600	900	700	1100	1,500	100	
第二会議室	400	500	700	600	900	1,200	80	
第一会議室	150	200	300	250	400	500	20	
和室（二室）	350	450	650	500	750	1,000		28畳
和室（一室）	200	300	400	350	500	700		14畳
挙式料（式場の使用含む）	一回につき				2,000			A
					1,000			B
控室	一回につき				100		10	
美容室	一回につき				100			
談話別室	50	70	100	80	120	150	8	
割ぽう室	150	200	300	250	400	500		

労働会館使用料

備考A　神官、巫子、御盃用清酒共
同B　館長、係員、御盃用清酒共

おとしよりに敬老金
申請受付けは今月十五日まで

今年も九月十五日の「としよりの日」に、市内の八十歳以上の高齢者に敬老金をお渡しします。

この制度は昭和三十二年七月に設けられたもので、一昨年から毎年一人二千円をお贈りしてきました。昨年老齢福祉年金制度が実施されましたが、市では今後も引きつづいて敬老金を贈ることになっています。

敬老金をうけることができるのは、今年九月一日現在に満八〇歳以上になっておられるご老人で、市内に引き続き五年以上（昭和二十九年九月一日以前から）住んでいる方です。

申請は、福祉事務所、市民相談室、各出張所に用意している申請用紙に、氏名、住所、生年月日などを記入捺印し、今月十五日までに提出してください。

なお、この敬老金は、本人か扶養義務者から申請のないときは、受給を辞退されたものとして処理することになっていますからご了承ください。

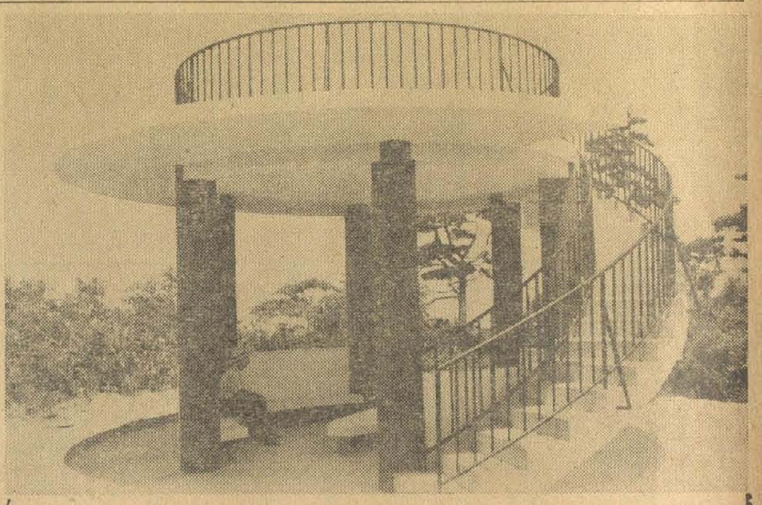

展望台が完成
大阪湾までも眺望

高安山の展望台ができました。信貴山ケーブルの高安山駅から南へ約百五十㍍の位置にあり、鉄筋コンクリート建でクリームとエンヂの二色で仕上げられた美しい円型建築です。

展望台からは、河内平野から大阪湾までも眺望できことに夜の大阪の眺めは宝石をちりばめたように美しく、訪れる人々の心を満たすことでしょう。

当市の東山開発事業もこれを機に進められてゆき、高安山山麓一帯が、東大阪のレクリエーションセンター建設が進みます。

高安山の展望台

防火図画の募集
九月三十日まで消防署へ

消防署では、学校生徒、児童の防火思想を高めるとともに、各家庭での防火思想の普及と徹底のため防火図画を次の通り募集することになりましたので、皆さんの応募をお願いします。

▽防火思想を高める図画

火災の予防（火の用心）によって築かれる明朗的で建設的なものまたは、防火に無関心のため引き起した暗い破壊的なもの、危険物の危い状態などと防火標語を組み合わせたもの。

▽応募対象＝市内の小、中、高校生で、入選者には賞状と賞品、そのほか佳作数名に賞品をお渡しします。

▽募集期間＝八月一日から九月三十日まで。

▽応募方法＝作品は未発表のもので、大きさは四つ切画用紙（小学校一、二年は任意）で、作品の裏面には必ず学校名、学級別、氏名を記入して下さい。

▽入選発表＝十一月上旬の予定。

非常災害に
×××　×××
40避難所

台風シーズンが近ずいてきましたが、毎年くり返えされる災害はできるだけ最少限にくい止めたいものです。それには、何よりも災害に備えての心構えと準備が大切です。台風は必ず来ることを念頭において万全の予備を怠らないように心掛けましょう。

市でも、先の災害対策委員会で、警備隊の編成をおわり、今年はとくに災害予報に力を入れるとともに、民間にも協力をしていただき、市内各地に四十ヵ所の避難所を設置しました。台風がきたときは、絶えずラジオから耳をはなさないようにし、市の広報にも十分注意して危険だと知ったら、すぐ避難するようにしてください。

八尾局電話に局番
九月一日から変更

八尾電報電話局では、来る九月一日から従来の電話番号のうえに二または四の局番がつくことになりますので、電話をかけるときはお間違えのないようご注意下さい。

局番〝二〟＝本局管内の電話番号二～六千台までのもの
局番〝四〟＝恩智と千塚局内の電話番号七～八千台までのもの

この改正で、九月一日から通話時には必らず電話番号の前に局番を廻わすようにして下さい。例えば、市内通話のとき八尾二二〇〇番へかけるにはダイヤルを二－二二〇〇、市外通話区域からのときは〇二九－二－二二〇〇を廻わすようにお願いします。

国立・国定公園
写真コンクール

国立公園や国定公園のすぐれた自然景観などを写真によって表現し、自然公園の紹介に役立てるため、第十回国立公園写真コンクールを催すことになりました。

これは広く愛好家の方々の協力によって風景写真の新分野開拓に貢献してきました。多くのカメラファンの方々の応募をお待ちしています。応募規定は次のとおりです。

【主題】国立公園と国定公園で各々その公園の特徴ある自然景観または、それらを背景とする建築物、特有動植物や人間生活をとらえたもの。

【作品】白黒は四つ切、カラーは透明陽画とし、枚数に制限なし。

【締切】昭和三十五年十二月十五日（国立公園協会到着）

【発表】協会から入選者に通知し「国立公園」、「アサヒカメラ」三月号に発表。

【送り先】東京都千代田区霞ケ関二ノ一厚生省国立公園部内財団法人国立公園協会へ「国立公園懸賞写真」と明記のこと。

【賞】厚生大臣賞のほか、副賞として特選五万円、一等三万円、二等一万円、三等五千円。

非常災害時の避難所

地区	避難所
大正	大正小学校講堂・大正中学校講堂・大正中学校校舎
竹淵	竹淵小学校講堂・竹淵小学校校舎
竜華	竜華小学校屋内運動場・竜華中学校講堂・東洋アルミニウム株式会社八尾工場
久宝寺	久宝寺小学校校舎・久宝寺中学校講堂・株式会社日本鉄工所
八尾	成法中学校講堂・成法中学校校舎・安中小学校講堂・市役所本庁舎・同市民ホール・八尾小学校講堂・八尾小学校校舎・用和小学校校舎・八尾高等学校講堂・八尾中学校校舎・用和小学校講堂
西郡	西郡小学校校舎・西郡保育所
山本	山本小学校講堂・山本高等学校校舎・南山本小学校校舎・労働会館
南高安	南高安中学校校舎・南高安公民館
高安	高安中学校鉄筋校舎・中高安小学校校舎・北高安小学校校舎
曙川	曙川中学校校舎・曙川中学校講堂・清友高等学校校舎
志紀	志紀小学校校舎・志紀中学校屋内運動場・新田ゼラチン株式会社・大阪脳病院

前納の方には報償金

八尾市は市民の皆様のご協力によって日々発展を続けています。この発展の源泉はなんといっても市税によるもので、原動力である市税の早期完納によって、市政が円滑に運営され、郷土の発展福利増進の一つ一つが実現し、より明るい住みよい八尾市となることはすでに皆様ご承知の通りです。

市税のうち府市民税、固定資産税、都市計画税は四期に、国民健康保険税は六期に分れ、それぞれ納期が定められていますが、まだ納期前の分を合せて納めますと、納期までの月数に応じて月一分の割合で前納報償金をその場でお渡ししますから前納される方は印鑑をお忘れなくご持参下さい。

保険市民税納期限は8月25日

窓

この欄は、市民相談室でお受けした相談の内から、一般的な内容をもつものをとりあげ、市政のあらましを知っていただくとともに、皆さんの市政を築いてゆくための「市政の窓」です。

水道料金の支払い方法

【問い】私は昼は勤めにでていて家には留守のものもいないので、水道料金の集金にきていただいても支払うことができません。よい支払方法がないでしょうか。

【答え】料金の納付は、水道事業所と各出張所で受けており、銀行または郵便局の振込みはしていませんので、ご面倒ですが、お宅のような場合には、近所の方に預けていただくか、郵便局で、水道事業所あてに現金または郵便為替で送金していただくようにお願いします。郵送していただけば折返し領収書をお送りします。

市営住宅はいつごろ建つか

【問い】市営住宅はいつごろ建つのでしょうか。場所、戸数、申込み受付け日など教えてください。

【答え】市営住宅は、今年度分として三三戸を建設しますが、できあがるのは十二月末の予定で、いずれも一種住宅一〇・五坪の木造です。場所は昨年度建てた大正住宅地域で、すでに整地も終っています。入居申込みは来年一月になりましょう。

水の出が悪い

【問い】萱振住宅では、最近水圧がさがり、ひどい時には全然水の出なくなるときもあります。夏場は水の使用量も多いので、早く水の出るよう処置してください。

【答え】この出水不良は、住宅が増え、水道配水枝管の口径が給水戸数にくらべて細いために起っているのですから、配水枝管を太いものに付け替えることにしました。

住所変更の手続きを
東本町と南本町に
二次改正の旧長八尾

町名地番改正

第二次の町名地番の改正は、通称長八尾地区を対象に行ない、今月一日から新町名、地番に切替えられました。

今度の切替で生れた新町名は、東本町（一丁目～五丁目）南本町（一丁目～八丁目）の二つで新旧町名の対象は下表の通りです。改正に当っては、今まで皆さんが使っておられる地番が土地台帳にないときは、来庁願って現住地を確認の上新旧町名に切替えました。

新町名の使用に当っては、各戸に本籍、住所の新町名地番をお知らせしましたが、通知が誤っていたり、不審な点がありましたときは、できるだけ早く本庁市民課までお問合せ下さい。

不動産証書の書替え

法務局（登記所）では土地台帳登記簿は、職権によって書き替えをしますが、この地区の不動産を持っておられる方の不動産権利証書は、こんど売買などの事件が発生の都度、法務局で書き替えることになっていますので、今すぐ改めて変更の手続をとる必要はありません。

商業登記の変更

法務局商業登記の関係は、商法第六十七条に〝本店、支店の所社地が変更したときは、本店のときは二週間、支店は三週間以内に変更の登記をしなくてはならない〟と規定していますが、こんどの場合は、役員などの変更のときに同時に登記手続きをして下さい。

各免許証の住所変更

自動車運転免許証や危険物取扱主任免許証など、今回の住所変更は必らず各官公署に届出て下さい

なお、自動車の運転免許証の場合こんどの町名改正による住所変更に限り、八月一日から一カ月以内に、各家庭に配付された住所変更通知証、運転免許証、それに印鑑を持って、八尾警察署に届出て下さい。

証明書の発行

今度の改正によって右以外の関係先へ、本籍または住所の変更したことを届出るために証明書が要る方は、印をもって市民課へ証明書の提出先と用途をつげ申込んで下さい。八月末まで無料で交付します。

新町名丁目	旧大字名
東本町 1	東郷、木戸、八尾、庄ノ内
東本町 2	東郷、木戸、西郷、八尾
東本町 3	東郷、木戸、西郷、八尾
東本町 4	木戸、八尾、庄ノ内、成法寺
東本町 5	木戸、八尾、庄ノ内、成法寺
本町 1	八尾、庄ノ内、成法寺、八尾長柄町
本町 2	八尾、庄ノ内、成法寺、八尾長柄町
本町 3	八尾、成法寺、今井、八尾長柄町
本町 4	成法寺、今井、別宮、八尾矢作町
本町 5	成法寺、今井、別宮、八尾矢作町
本町 6	別宮、八尾座、八尾矢作町
南本町 7	別宮、八尾座、八尾矢作町、槇松
南本町 8	別宮、八尾座、安中

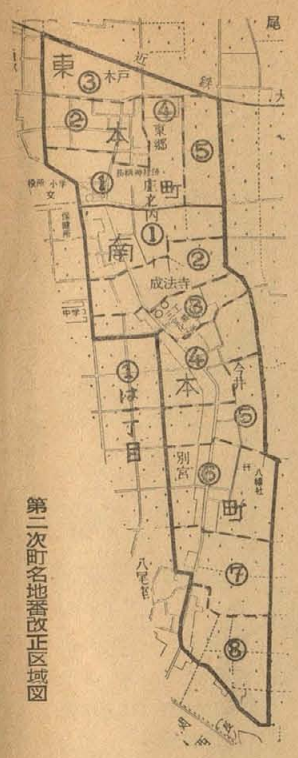

第二次町名地番改正区域図

あて名は新町名で
各戸に標札と郵便受箱

郵便局では、去る四月からの町名地番の改正によって、あて名を正しく、住所は新町名で書いていただくようお願いしています。

第一次の町名改正を行なった地域に配布される郵便物の大体六〇パーセントが新町名が書かれていますが、曙中見舞は八〇パーセント以上が旧町名を書き、このままでは年賀郵便が相当混乱するおそれがありますので、改正地域の方々の取引先や親せき関係へは、早く新町名を知らせ郵便物には必ろうお願いします。

転居届は郵便局へも

当市の昨年中の転入出世帯数は一一、〇〇〇件もの多くの転居者がありますが郵便局へ届けられたのは僅かに三、〇〇〇件で、そのため転居先がわからないで戻してしまう郵便物が増えています。転居届は忘れずに郵便局にも出すよう正しいあて名を使われるようお願いします。

戸毎に標札と郵便受箱を

単に郵便外務員だけの便利だけでなく、各戸に標札と受箱を備えていただくと何事も安全に、速く届いて利用者にとって大きな助けになります。ぜひ皆さんのご協力をお願いします。

恩智神社の東山に
楽しいキャンプ場

青少年のレクリエーションと野外活動センターとしてキャンプ場ができました。場所は近鉄恩智駅の東方約一・五㌔で恩智神社から信貴山へ登る道から約五百㍍登った所にある尉鶏場跡です。市ではここを無償で借り受け、キャンプ場として整地するため、去る六月に入ってからの毎日曜日野外活動友の会、青少年指導員の方々の手によって、夢刈りから道標建てまでご協力をいただきました。また今後の運営も野外活動友の会にお願いしています。

新しいキャンプ場は、標高約二百四十㍍の地で広さ約三百アールあり、三方が山に囲まれ、河内平野を見下す西方が開け、晴れた日は遠く淡路島まで見通しができ、夜ともなれば大阪市の夜景が一望の下に開けるなどキャンプ場としては好適の地です。

開所式は去る七月二十四日、現地で行なわれ、市長をはじめ関係者多数が参加されました。キャンプ場の開設期間は八月三十日までですが、既に申し込みが多く期間中はつまっています。

連日にぎわう恩地キャンプ場

十月から資格取得届を
拠出制国民年金

会社員や公務員は、厚生年金保険や共済組合などの年金制度によって老後の生活を保障されていますが、そのほかの方には老後の生活を保障する制度がありません。そこで、昨年四月に国民年金法という法律がつくられ、農家の人や自分で商売をしている人達の年金制度ができ、これで国民全部が年金をうけることができるようになります。保険料として、二十歳から三十四歳までは一カ月一〇〇円、三十五歳から五十九歳までは一五〇円を納めていただくのですが、前納する場合は年利五分五厘の割合いで割引きされます。

年金は老齢、障害、母子、遺児、寡婦の種類に別かれていて、それぞれ掛金に応じて、月五〇〇円から三五〇〇円までの年金が給付されます。

この年金の強制加入となる方（ほかの年金に加入していない二十歳から五十歳までの方で、学生や

相談日　八月十六、二十三、三十日、九月六日（いずれも火曜日）午後一時から四時まで

場所　市立病院歯科

歯ならびを美しく
無料歯科矯正相談

健康で明るい生活を送ることは、近代人の誰もが希望することです。昔から美しい人を説明するのに「明眸皓歯」という言葉が使われていますように、明るく笑んだ目と、きれいに並んだ白い歯は、その最も大きな要素です。

歯科矯正とは、口元の形を整え歯並びをきれいに揃え、むし歯や歯槽膿漏になるのを防ぎ、発音を明瞭にすると共に、食物をよく噛めるようにして健康を一段と増進させようとする医学なのです。

市立病院歯科では、昨年十月から矯正相談を行なってきましたが、子供さん達の夏休みを機会に次のとおり無料相談をしますから、お気軽においで下さい。

担当歯科医師　大阪大学歯学部矯正学教室松本先生、市立病院立山歯科医長

なお、詳しいことは市立病院までお問合せ下さい。

占領軍による
被害見舞金

占領期間中に占領軍によって、自動車事故、そのほかの行為で生命、身体を害された方には見舞金が支給されていますが、まだ、この見舞金の請求をしていない方が相当数あるものと思われますので、被害を受けられた本人か家族の方は福祉事務所でご相談のうえ、見舞金の請求をして下さい。

八尾―浜寺
即時通話

去る七月十七日から、浜寺の電話は自動式となって堺局へ編入され、八尾と即時通話ができるようになりました。なお、電話番号は大幅に変っていますから浜寺へ電話をかけるときは一〇五番へお問合せのうえご利用下さい。

日本脳炎予防注射
市立病院で一回六十円

今年は恐しい日本脳炎の発生周期にあたり、発生の恐れがありますので、市立病院では毎週月曜日から金曜日まで、日本脳炎ワクチンの予防注射を行なっています。

日本脳炎は二十才から十五才位までが一番かかりやすい年令で、媒介する蚊を駆除することは勿論ですが、現在、日本脳炎に効く薬品はありませんので、予防に頼るほかはありません。可愛いお子様のためにもぜひ予防注射を受けて下さい。なお、注射料金は一回六十円です。

家計簿体験談募集
府貯蓄推進委員会

府貯蓄推進委員会では、予算生活で明るい家庭をきづいている皆さんから、わが家の家計簿体験談を募集することになり、NHKと共催で次の通り行ないますので皆さんの応募をお待ちしています。

題材＝第一部「家計の記録をしてみたいけれど」これはあなたが試みた方法、記録上困っていることを自由に書いて下さい。第二部「私は家計簿一年生」として、家計簿をつけてくらしに役立ったと思われること。第三部は「わが家の予算生活」と題して工夫していることを書いて下さい。

締切＝一、五〇〇字にまとめ、九月十日までに大阪中央放送局または、府貯蓄推進委員会（府庁地方課内）にお送り下さい。

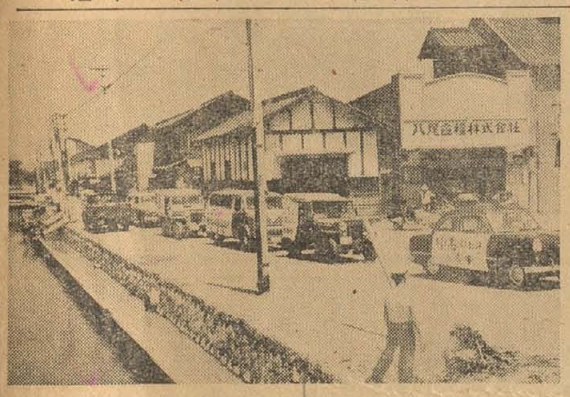

車報川沿岸をパレードする中河内五市の広

うるおいましょう川を美しく

危険な花火遊び

夏祭りの季節には花火遊びがよく行なわれますが、最近の花火はスリルのあるものを子供が喜ぶためか、大人でも相当危険なものが多くなっています。比較的安全な線香花火でも幼児が不注意のため火傷したり、また場所や後始末が悪いと火事の原因にもなりますから花火遊びをするときは必ず保護者がついて、かんな屑、紙屑などの燃えやすいもののそばや、家の中で絶対にしないこと、また、こんだ所を避けて下さい。

火事　救急は
局番なし
119
東住吉布施局では㊈2600
柏原局では101
八尾市消防本部

養老院への慰問品

市立養老院の寄るべないご老人たちに、次の方々からたくさんの温い贈物が寄せられました。ご厚志に深く感謝します。

（五千円）某、警振市営住宅斎藤正栄、（二千円）帝国ヒューム大阪工場職書研究会、（千円）西郷六一岩坂邦雄、久宝寺新町三二七木下治三郎、八尾市自治振興委員会（清酒）槇松一、一一一島田利一（パン）東若原角倉俊一、槇松五〇山口幸一、庄ノ内六一中村ノブ、養老院内中井こつる、（いちご）某、（葡萄酒）別宮二八三辰巳豊千男、（御副子）八尾歯ブラシ工業協同組合。

みんなの掲示板

結核住民検診＝午前十時から午後三時まで無料、十日高安小学校、十二日（金）福万寺公民館、十一日南高安小学校、十三日八尾小学校。

原子弾被爆者の血液検査＝保健所では、十二日午前九時から十一時まで被爆者の一般健康診療を行ない

小鳥文庫の申込み＝約五十冊の単行本を納めた小鳥文庫のケースを皆さんでご利用いただくためお待ちしています。ご希望の方はグループの代表者の名で公民館へお申込み下さい。

赤ちゃん会＝八月中の赤ちゃんの無料健康診断は次の各地区で、いずれも、時間は午後一時半から三時半までです。

十一日（水）曙川ガス住宅集会所
十二日（金）福万寺公民館
十六日（火）公団住宅北山本集会所
十八日（木）竹渕森川天理教会
木本仏念寺
十九日（金）老原青年会場
二十二日（月）用和小学校
二十三日（火）久宝寺中学校
二十四日（水）南高安診療所
槇松開光寺
二十五日（木）高安診療所
二十六日（金）志紀住宅会館

秋の文化祭行事
出品作品の準備を

十一月三日〝文化の日〟を中心に例年行なわれている文化祭のいろいろの行事を、今年も皆さんのご協力で華やかに開催する予定で準備を進めています。

展覧会の出品にはその製作に日数がかかりますので、次に予定の概要をお知らせしますので、多くの皆さんの出品をお待ちしています。

▽会　期
美術展　十月二十一日～二十五日
芸術文化祭　十月三十日～十一月三日までの五日間
菊花展　未定
▽会　場　市民ホール（但し菊花展については未定）

美術展の出品資格は、市民または市内通勤者で、絵画、書道、写真、彫刻、手芸の五種目について出品をお待ちしています。詳細については追って時報に掲載します。

議会だより

第12号

この「議会だより」は、議会が開かれたとき「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです。

（編集）（委員）八尾議会だより編集委員会
羽多野与久・隅田　栄・松村　富蔵
玉島　照波・北村　善蔵・阿尾　彰
長沢　豊二

下水道計画を可決

第二次町名地番の改正

七月市会

七月定例市会は七月十四日に招集され、一般会計第一次追加予算、下水道築造計画、第二次町名地番改正案など十四議案をいずれも原案のとおり可決して七月十八日閉会しました。

まず第一日の十四日の本会議は、午後二時四十分に開会し、前正副議長の退任あいさつのあと、前正副議長松村、畑中両議員に対し市長から感謝状が贈られ、つづいて会期の決定、会議録署名議員の指名を行ない、議案の審議に入りました。

この日上程された議案は第五十四号「市立病院増改築工事請負契約締結に関する専決処分承認の件」から第六十六号「八尾市職員旅費条例中一部改正の件」まで十三件（別項議案一覧）でそれぞれ関係理事者から提案理由の説明が行なわれたあと、議案第五十四号、五十八号、五十九号、六十四号の四件を即日可決承認し、その他は各関係委員会に付託となり午後六時すぎ散会しました。なお、審議の途上、水道決算、下水道築造計画、労働会館条例などの議案をめぐって阿尾、斎藤、玉島、岡本の各議員からそれぞれ質疑が行なわれました。

また、議案審議のあと阿尾、平田両議員からPTAの負担軽減について緊急質問があり激しく理事者を追及しました。

つづいて第二日最後の本会議は各委員会も終った七月十八日午後二時すぎに開かれました。まず各常任委員会の審査経過と結果について山野建設、北村厚生、樋口文教産業、中谷総務の各委員長から、また先の三月市会で総務委員会に付託されていました自動車修繕問題についての調査報告が岡本総務副委員長から、それぞれ行なわれたのち議案を上程、採決に入りました。

その結果、水道決算について斎藤、小池議員から、下水道築造計画について玉島議員から委員長、理事者に対して質疑がありましたが、いずれも委員長報告のとおり、原案を可決、認定しました。

つづいて七月十九日で任期満了となる農業委員のうち、議会から推せんする委員に木田、田中喜、御内、山田、斎藤の五議員がひきつづき推せんされました。

最後に選挙管理委員会委員と補充員の選挙が行なわれ、委員に本多三十三、谷嘉三郎、天野作太郎竹岡芳雄の各氏が、また補充員に杉田竹治郎、村井当喜造、井上義一、稲田千種の各氏が選ばれ、午後四時十八分、七月定例市会は閉会しました。

陳情書受付一覧

（四月～七月）

一、給与及び厚生施設の完備について（市従業員組合）
二、西郡小学校の設備増強について（西郡小PTA）
三、市立病院増改築に伴う古材無償払下げについて（志紀保育園）
四、近鉄久宝寺口駅附近の下水工事について（末広町四丁目住民）
五、八尾消防署～八尾警察に至る市道の舗装について（飯田第一ほか）
六、バス運行路線変更について（秀平駒三ほか、八尾商工会議所）
七、弥刀～上之島線にそう山本高校運動場西側の塀の処置について（竹村嘉三郎ほか）
八、下水路、用水路の処置について（田井中地区住民一同）
九、ダンプカーの通行処置及び危険防止について（水越自振委、高安小中PTA、部落民一同）
十、市役所裏側道路舗装について（西田寛治ほか）

提出された議案

（原案可決のもの）

議案第56号、市税条例中一部改正▽57号、市立病院並びに市立診療所条例中一部改正▽58号、市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中一部改正▽59号、消防手数料条例の廃止▽61号、町の区域をあらたに画し、大字区域及び名称の変更▽62号、下水道築造第一期事業計画▽63号、市立労働会館条例制定▽64号、三十五年六月に支給する期末手当並びに勤勉手当の算定に関する特別措置条例制定▽65号、三十五年度一般会計第一次追加更正予算▽66号、市職員旅費条例中一部改正▽67号、農業委員会委員推せん。

（原案承認のもの）

議案第54号、市立病院増改築工事請負契約締結に関する専決処分▽60号、土地売買契約締結。

（原案認定のもの）

議案第55号、三十四年度上水道事業会計決算。（その他）選第20号、選挙管理委員会委員の選挙▽21号、同補充員の選挙。

就任あいさつ

議長　羽多野与久
副議長　隅田　栄

羽多野議長

隅田副議長

このたび、私たちは前松村議長、畑中副議長の後任として、議長並びに副議長に就任いたしました。

本市も市政施行以来十三年を経て今や人口十二万、地域も三たびの合併を重ね、名実共に府下衛星都市の中堅都市としての形態を整えることができましたが、市政進展のためには、教育、土木、保健衛生の面には、多くの未解決の案件が山積しているのであります。

この時にあたり、選ばれて正副議長に就任する光栄と、その責任の重大なることも深く認識し、覚悟を新たにして、議会の民主化、市勢発展のため全力を傾注したい所存であります。

何とぞ、今後とも絶大なる皆さまのご支持とご協力を賜わりますようお願い申し上げ就任のごあいさつといたします。

退任あいさつ

議員　松村富蔵
同　畑中正一

私たちは昨年五月当市議会の議長、副議長に就任いたし、過去一ヵ年間大過なくこの重責を過させていただきましたことは、同僚議員の厚いご支援はもとより、市民各位の絶大なるご協力の賜と心から感謝している次第であります。

今後は一議員として、これまでの経験を生かし、現議長をたすけ、また市政の進展に尽したい覚悟であります。

何とぞ今後ともご支援とご協力いただきますようお願い申上げ、退任にあたりごあいさつといたします。

行政視察来訪市

（六月～七月）

6月9日佐賀市、一名▽10日吉川市、八名。大分市、一名▽23日松戸市、十名▽7月15日小松市、四名▽19日北条市、四名▽20日三浦市、三名。

以上の各市から当市の事務改善、国保事務、窓口事務などの視察のため来訪されました。

議会の話

⑧

公開の議場における戒告

一、公開の議場において議員の発言が署名するときに、その発言は適当でないと認めるときに、議長の体面を汚し、品位を害する言動のあるときに、他の議員を侮辱する言のあったときに、秘密会の議事をもらしたときに、議長が事務局長に対して議員の一定の行動に対してなどがあげられます。

懲罰の種類は

一、公開の議場における戒告
二、公開の議場における陳謝
三、一定期間の出席停止
四、除名

の四種類に法律で定められていて、会議規則その他によって別に定めることはできません。

請願と陳情

請願は、憲法により保障された権利の一つで国民は何人でも、国会、官公庁または地方議会などの他権限ある機関に請願できる権利があります。議会に対する請願書などでも、その内容が請願書に類するものは、請願書と同じように処理することになっています。

なお、陳情書、要望書、歎願書などでも、その内容が請願書に準ずるものは、請願書と同じように処理することになっています。

会議の話

（本会議の会議）

会議は、法律にもとずいて設けられた会議規則によって行なわれます。

まず、議長の開議の宣告により始まり、順次議事日程にしたがって会議は進められます。それぞれの議題は、議題の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託、委員会の審査と報告、討論、表決の順序で議決されます。中には、緊急を要する議題や、簡単な議題などは、委員会付託を省略する場合もあり、また本会議の、提案理由の説明、質疑、討論も省略される場合があります。

（会議録）

会議録は、会議の状況を記載するもので、発言は通常速記によって記載され、その原本は、市公事務局に保管されております。

（懲罰）

懲罰は、議会の権限にもとずき、秘密会の議事をもらしたとき、議長と二人以上の議員が署名するときに、その発言は適当でないと認めるときに、議長の体面を汚し、品位を害する言動のあるときに、他の議員を侮辱する言のあったときに、秘密会の議事をもらしたとき、議長が事務局長に対して議員の一定の行動に対してなどがあげられます。

懲罰の種類は

一、公開の議場における戒告
二、公開の議場における陳謝
三、一定期間の出席停止
四、除名

の四種類に法律で定められていて、会議規則その他によって別に定めることはできません。

過去八回にわたり、この「議会だより」で、当市の議会を中心に、地方議会の組織や、権限、またその運営についてお話ししたいたしてきましたが、この回をもっておわることとします。

（市会事務局）

総額七億六千万円

一般会計第一次補正

こんどの七月市会で総額一千三百万円にのぼる一般会計の第一次追加更正予算が可決されました。今回の補正の主なものはこのほど完成をみた労働会館の建設事業費、上之島大竹線の新設改良費をはじめ青少年の体育振興と健全な補導を推進するためのキャンプ場設置費などで歳別補正額は次のとおりです。

歳入

分担金及び負担金	二三三千円
使用料及び手数料	四〇〇千円
国庫支出金	一五〇四千円
府支出金	五〇七千円
繰入金	一〇四四千円
繰越金	七五八千円
雑収入	三六千円
市債	一八〇〇千円
合計	一三一二万五四四五円

歳出

市役所費	二五〇〇千円
土木費	一八三一千円
教育費	四八〇千円
社会及び労働施設費	八三八八千円
保健衛生費	六二二千円
産業経済費	二五二千円
統計調査費	一四五千円
選挙費	三六千円
諸支出金	三〇〇〇千円減
予備費	一八五七千円
合計	一三一二万五四四五円
総計	七億六三五二万三四〇七円

厚生委員し尿処理場を視察

現在、各都市共通の悩みは、し尿処理問題ですが、八尾市でもその例にもれず、まったくゆきづまっています。そこで市では今年度当初予算でし尿処理場用地買収費として五百万円を計上しその対策の手を打っていますが、市会の厚生委員会でもこの問題を重要視して先月来、明石市、守口市、豊中市などの処理施設、民間会社のテストプラントの視察をつづけています。また近く専門家を招いての説明会も計画され、それらを通じて処理方式を決定することになっています。

（写真は明石市某社を視察する厚生委員）

事務局職員研修会

大阪府市議会議長会主催による恒例の事務局職員A級（局長、係長）研修会は、去る九日、十日の両日信貴山玉祖院において開催されました。

講師は地方財政の確立について、府総務部長細郷道一、地方行政の諸問題について市立大学教授吉富重夫、特別講演として信貴山管長野沢密全の各氏で、各都市から約六十名の参加があり盛会裡に終了しました。

準決勝で惜敗

八尾議員団チーム

中部市議会の親善野球大会が六月十七日山本球場で枚岡、河内、布施、柏原、八尾の五市が参加して開かれました。八尾議員団チームは二回戦で河内市を8－2で破りましたが準決勝で昨年の優勝チーム枚岡市に2－8で、山脇投手以下全員の健闘も空しく惜敗しました。なお優勝は昨年につづいて枚岡市チームと決りました。

議会日誌

6月1日国保運営協議会▼4日市政会総会▼6日正副委員長会議▼7日厚生委員協議会▲8日建設委員協議会、市民クラブ総会▲9日総務委員会▲10日バス運行促進特別委員会▼11日中部議長会▲13日ガス誘致促進特別委員会▲14日志紀駅復活促進特別委員会▼15日競輪主催地議長会▲16日建設委員協議会、公民館運営審議会▼17日中部市議会親善野球大会▼20日議会運営委員会▼21日市政調査特別委員会▼22日府下事務局長会▼23日文教産業委員協議会、同委員市内工場視察▼25日諸会派総会▼27日市政会総会▼28日建設委員協議会▼29日都市懇談組合議会▼30日四市懇馬組合協議会、東大阪八市治水対策協議会

7月4日防犯協議会、農業委員会総会▼5日文教産業委員協議会、近畿議長会理事会▼6日厚生委員明石市視察▼7日七月定例市会告示、国保運営協議会▼8日総務委員協議会、議会運営委員会▼11日厚生委員協議会、府下事務局長会▲12日バス運行促進特別委員会、四市懇馬組合協議会▼14日七月定例市会招集、議会運営委員会、各派総会▼15日建設、厚生両委員会、府下議長会▼16日総務、文教産業両委員会▲17日社会福祉協議会総会▲18日本会議（最終日）、議会運営委員会▲19日生駒山を守る会▲20日市営競輪はじまる

8月1日議会だより編集委員会▼3日厚生委員豊中市、守口市視察▼4日志紀駅復活促進特別委員会▼5日治山治水対策特別委員会

34年度水道事業会計決算

（単位円）

○収益的収入	110,964,690
（予算	109,967,200）
○収益的支出	102,119,745
（予算	101,304,397）
○資本的収入	40,150,000
（予算	40,150,000）
○資本的支出	58,521,136
（予算	58,764,991）

委員会の…審査経過

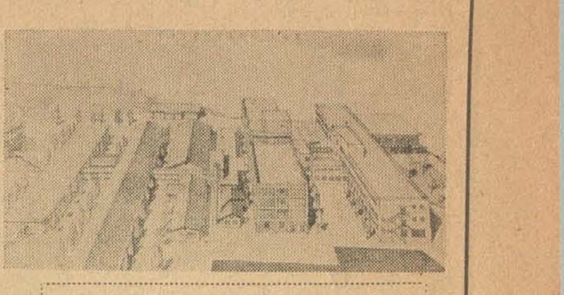

増改築後の市立病院

厚生

賃貸契約を厳しく　西郡診療所の経営移管

議案第65号追加予算の中関係分から審査しました。

はじめに歳出の社会福祉費の追加補正で、これは五月に竣工した福祉会館の運営のための経費二万七三二〇円を新らしく計上するものです。また伝染病予防費六二万二八〇〇円を追加しています。これは、今度当市の西郡地区が伝染病予防法に基く赤痢予防特別対策地区として大阪府の指定を受けましたが、それに伴なう諸経費を計上したものであります。

この予算の審査に当って委員から「伝染病予防費の計上については西郡地区だけを対象にしているが、伝染病の発生は全市内なものである。だから予防対策のような考慮は全般に払うべきでないか」という質問が出ました。これに対して理事者からは「西郡地区では伝染病の発生件数が昨年三九件、ことしはすでに二八件（うち赤痢一九件）と特に多く集団的に発生している。そこで、このような過去の実績に基いて府の指定を受けたもので、一般の予防対策とは別個に考えられるべきものである」という答弁がありました。

このほか質疑を重ねました結果伝染病予防費については、報償費を減額し必要な薬品費をふやすよう希望し、また福祉会館費については、竣工後、わずか二ヵ月でもう雨もりのする同会館の修理を早急にするよう要望して原案を認めることにしました。

なお歳入についても原案を承認しました。

次に議案第57号を審査しました。これは市立西郡診療所を廃止して、その施設を医師に賃貸し、委託診療にすることに伴なう条例の一部改正です。

この件については市会開会前にも委員協議会を開いて、その間の事情をききましたが、この委員会でも十分慎重に検討を加えました。

その結果、診療内容などは、いずれも現行のままとし、あくまでも「診療所」としての形態を保持し、経営のきりかえによって地元患者に不利益とならぬよう賃貸契約を厳しくすることを要望しましたが、これに対して理事者側からも委員会の要望を十分尊重して契約をとりかわす、という意向が示されましたので、本件についてもやむを得ないものとして承認することにしました。

以上のように、当委員会に付託された議案は、いずれも原案を承認することに決しました。

総務

労働会館条例承認　委任事務の調査要望

議案第60号は当市山本にある市有地六八一坪を関西電力に対し売却するについて契約締結の必要があり提案となったもので、同地は閉鎖機関住宅営団から当市が譲り受け現在土木材料置場として使用しているもので、この土地の上には高圧線が走り住宅用地としては不適格であり今日まで放置されていたものであります。委員会としては市の財政事情もあり売買価格としては最高のものであるとの結論に達し承認した次第であります。

なお、審査にあたり市有地になるが故に高く、民有地の場合は安く交渉しているなどの声があるが、こうしたことは当市域発展をそ害する原因ともなるので、今後工場誘致などの場合、喜んで土地所有者の応ぜられるよう配慮方につき理事者に希望しておいたのであります。

議案第63号は、このたび当市山本に完成をみた労働会館の運営について条例の制定が必要となり提案されたもので、この会館建設については三十一年労働者の生産意欲の向上と労働文化の発展を目的とし、「労働会館建設資金積立金条例」が制定され、毎年度給与所得者たる納税義務者より特別徴収された市民税額の百分の三に相当する額が積立てられ、その額が約七〇〇万、加えて府補助金の交付と、幸いにして旧山本公民館敷地四〇〇坪の無償提供を受けたので、本年一月総額二四〇〇万円をもって建設に着手、七月一杯をもって竣工されるのであります。条例の審査にあたり使用料について地区労と協議があったかと質したところ、本日市長と地区労と協議の結果、料金の安い点は認めるが、労働会館である限り組合が使用の場合は特例はないかとの質問があったので、使用料の三割減を考えているとの説明で了解があったと報告があり了承、また、現山本出張所が同会館内に移転後の旧庁舎の処分について質したところ、地元商店街の申入れもあり、隣接の消防署の整備をかねて早急具体案をつくりたいとの答弁があり委員会としては原案承認した次第であります。

議案第66号は七月一日から国有鉄道法の改正により三等運賃が廃止されたので現行条例の別表の名称の変更であり承認しました。

議案第65号のうち、当委員会関係分でありますが、今回の補正は需用費一六〇万円、これは現在使用している乗用車のうち二両が甚だしく老朽化したため、これも売却し今回国産車二両を購入のため計上されたもので、外車を国産車に切りかえられた処置と、今後市政の発展に伴う機動力の強化を考え了承したのであります。

次に、国民年金事務費一四五万一六五二円でありますが、これは適用世帯の調査費と、被保険者の受付事務、並びに明年四月からの保険料徴収事務に必要な経費であるとの説明により承認しました次第であります。

次に、歳入について審査を行なったのでありますが、今回の補正は繰越金、国庫支出金など総額一三一一万五四四五円の追加であり委員会としてはそれぞれ詳細なる説明を理事者から求め了承したのであります。

なお、審査にあたり今後八尾市の税の伸びについて、過去五ヵ年間をみると一割二分ー乃至一割七分位と思うが、今後はどの位想定しているかと質したところ、政府の七百億減税の影響もあり、現在のところ七%の伸びを期待しているとの答弁があったのであります。

その他歳入について問題のあった点は、当初予算の審議に際しても委員会において特にとりあげ、理事者における調査と、市長会の問題として検討を要望しておいた次の問題であります。

即ち、自治体において機関委任事務執行の際、今回の補正予算にもみられるが如く、国の事務でありながらその裏付けとなる財源の付与はあまりにもすくなく、やむを得ず乏しい自己財源から充当せざるを得ない現状についてその理由を質したのであります。

これに対し理事者から調査は要望にそい実施しているが、人件費を例にとってみても、どこまでが固有の事務か、機関委任事務か判然としないし、学校建設の場合も国の算定単価は極めて安く、といって建設は放置することはできないので、やむを得ず自己財源を出している。これは勿論八尾市のみでなく、現今の地方自治体はどこでも同じ悩みをもっている。今後は個々の問題について調査検討を加え、市長会へ提案し、また議長会の協力を得て、全額国庫負担となるよう努力したいと答弁があったのでありますが、委員会としては、困難な作業であろうが、この実態がつかめない限り、これから起る赤字誘因はあげて自治体市長の責任となり、また委員会としての活動が困難となる。これについて専門の調査機関も必要と思うが、八尾市は卒先してこれをとりあげ、問題解決のための努力を要望しておいたのであります。

文教産業

PTA負担の軽減　学校差をなくせ

議案第65号のうち当委員会所管の追加予算は、学校保健費の中、学校安全共済費四八万三八一円、社会及労働施設費の中、青少年対策費として四〇万の追加、及び商業課関係の農業台帳整備費二五万二千円と、農林業センサス費一四万五千円の追加予算であります。

学校安全共済費は、生徒児童の安全を図るため制定された法律に基く共済掛金であり、これには要保護者に対する掛金も含まれており、この制度により学校教育管理中に発生する生徒、児童の負傷、疾病、死亡に対して必要な給付がなされるもので委員会としては、時宜に適した措置として承認したのであります。

また青少年対策費については、野外活動を通じて青少年の体育の振興と健全なる補導を目的として、本市では初めてのキャンプ場を恩智の山腹に設置する経費でありまして、運営にあたり参加者の安全と保健衛生について質したところ、参加者は個人を認めず、団体を対象として共同生活から社会性を学び、心身ともに健全なる青少年の育成を念願としている、なお、保健衛生については、急病などに備えて、南高診療所とも密接なる連絡をとり、応急薬品は備付けているとの答弁があり了承した次第であります。

歳入については、生徒、児童安全共済負担金二三万三一九三円は共済掛金の保護者負担金で、これは年間小中学生一人当り一〇円、幼稚園一二円、高等学校三五円が見込まれ、また、キャンプ場設置補助金として府より一五万円が計上されておりそれぞれ適正なる予算措置として承認いたしました。

なお、本会議において同僚議員より質問のあったPTA負担と、これに伴う学校差の件についても再度理事者に対し追求したところ、教育長より教育予算の配分については、PTA予算並びに決算を資料として、学校の実情に即して実施しているが、なお一層校長会と連絡をとり善処するとの答弁があり、委員会としては、その善処を強く希望し、また近く山本に完成をみる労働会館の管理権が教育委員会に対して移管されたことについて、市長と十分なる連絡と研究を重ね、適切なる運営を要望しておいたのであります。

次に、産業関係の予算、農業台帳整備費と農林業センサス費でありますが、前者は農業振興の基準資料として34年度と35年度の二年にわたり台帳を作成する予算であり、後者は昨年二月から実施しているが、期間を延長して集計を地元ですることとなったための経費であります。

建設

料金値上げは慎重に　水道決算を認定

議案第55号は上水道の決算認定の件で、第二回拡張事業による水源地設備の増強、配水管布設などにより、配水能力の増強を計ったため、収支決算においても一応黒字ですが、純利益は前年度に比し七・八%の減になっています。

この審査に当り、委員会としても今後の健全なる財政運営をはかる方法について活発な質疑が行なわれ、その結果、水源地設備の充実と料金値上げ以外に道はなく、委員会としても料金値上げについては、その時期がくれば協議するが、市民の日常生活に直接影響があるので、慎重の上に慎重を期し、できるだけ遅い時期に最低限度にとどめ、また水源地設備の強化とアフターサービスにも十分心掛けるよう要望して本件を承認しました。

議案第61号は昨年度に引き続いて、第二回目の町名地番の改正であり、その計画された区域は西郷、八尾、木戸、庄之内、成法寺、今井、別宮、東郷、八尾座、植松、安中、八尾矢作町、八尾長柄町の各一部です。

この改正については地元民の要望を十二分に考慮するたてまえから、地元代表者や自治振興委員の方々とも前後十数回にわたって、懇談会や審議会を開き、決定されたものであり、委員会としても市民の日常生活に直結する通信交通機関の利便や市行政の合理的なる運営及び市民の福祉増進に寄与するためにも、地元民及び市民に衆知徹底するよう、なお一層のPRをすることを要望し、全員異議なく了承したのであります。

次に議案第62号は下水道法による公共下水道及び都市下水路を設置し、都市の健全なる発展及び公衆衛生の向上を計るものである。

この計画は八尾市の現状や地形、地質を調査の上、将来市の発展を考慮に入れた第一期五ヵ年計画で、道路事業とともに市勢発展上、切り離すことの出来ない問題です。

この計画区域は市街地中心部の萱振、木戸、東郷、庄之内、成法寺、今井、八尾座、植松、安中、本町、末広町、佐堂町などを結ぶ二二二ヘクタールの区域で、この事業に要する経費総額は三九九百万円もの巨額な費用を要する大規模な事業で、その財源内容も国庫補助九三百十万円、起債二四四百七十万円、一般市費その他六一百二十万円となっています。

支出内訳は下水管工事費三七六百四十万、用地補償費三百万、事務費一千万、機械器具費四百万、その他調査測量、予備費五百六十万円などです。

この審査に当って、関西線南側その他地区にも実施要望の声がありましたが、今回は原案に示す地域から着手することが適当であり、今後さらに第二次以降の計画に合せ立案されることを考え本件を可決することを適当と認めました。

調査報告

○自動車修繕問題○　今後の適正なる運営を指示

本件は三月予算市会において発言があり、協議の結果、調査のため当委員会へ付託、閉会中の継続審査となったものであります。

調査を要すべき問題点は、いずれも衛生課所管の作業車の修繕費について、新車購入直後の経費が安い筈なのに高く、逆に高くなる筈の第二回目の修繕費が安く、また、当然に修理されていなければならないのに修理されていない個所があったという点であります。

従って、こうした問題が業者間で噂されている事は、他の場合にも予測されるので、疑惑の起り得る現行制度と、一部業者の修繕の取扱い態度にいかんな点があったことについて理事者に追求、この際真相を究明し、再びこうした事の起らないよう将来への解決策について今日まで調査がなされたのであります。

委員会としては、四月十三日委員会を開催を皮きりに、購入先を訪問するなど調査をつづけたのでありますが、役員改選となり、ようやくにして五月下旬に至り新メンバーによる委員会を開催、本問題の早期解決につき協議の結果、理事者においても真相究明のため調査がなされているので、その調査完了を待って委員会として検討、遅くとも七月市会において報告のでき得るよう申合せたのであります。

その後、理事者の調査と併行して、委員会としては、監査委員の協力を求め資料の集収、数度の委員会をもち調査を行なったのでありますが、七月八日理事者より詳細なる調査資料の提出と、次の如き報告があったのであります。

即ち、問題となった作業車の修理は33年度のもので当時は随意契約であったことが原因である、その後は公開入札としたので一般業者も参加しているが、要は現行制度の欠陥と、運営についていかんな点が多く疑惑の起きた原因となったので、今後はこうした問題が起らぬよう検討し資料を作成した。

即ち、これまで分散管理されていたため修繕について発註の不統一、車両監督の職務権限と責任の不明確、入札前の説明と納入時の検収が不十分であり、台帳の整備が不完全であった。今後は車両監督制度の再検討をなし、発註は集中管理とし、修理前の点検、入札に必要な明細書の作成、納入時の完全なる検収実施ー大要以上の如き今後の運営計画と、修理について詳細なる「手続基準」が委員会へ提出され、なお、疑惑の起った衛生課の前責任者たる課長、並びに当該業者からは市長あて始末書が提出され、更に当該者からは一定時間の自粛の旨の意思表示もあり、近く車両監督を含めて全運転手の配置転換を考えている。今後は車の取扱いは財産としてではなく物品として扱い、修理については会計課へ集中、二級整備士を常置して一元的運営と管理を行なう旨の説明があったのであります。

委員会としては、以上の報告をもとに協議の結果、これまでの欠陥は欠陥として除去し、責任者の配置転換、業者からの始末書提出と一定期間出入を遠慮することが事実であれば了解する。今後は再[illegible]種問題の起らぬよう、もし[illegible]れば厳たる処分を行なうよう市長に対し要望したのであります。